平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第23号

鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取県物品事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後

改正前

(物品出納員)

第5条 知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥|第5条 知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥 取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の 権限に属する事務が委任されている場合にあって は、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6 年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局 長等、同条例第2条の規定により設置される部局等 を構成する内部組織の長その他の知事の権限に属す る事務を処理するための組織を構成する機関の長。 以下同じ。)は、知事部局の本庁各課(課に相当す るものを含み、総務部行財政改革局自治研修所、生 活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活セン ター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総 合研究所を除く。以下同じ。)、出納局、議会事務 局、教育委員会事務局の各課等(課に相当するもの を含み、鳥取県教育センター、鳥取県立図書館、鳥 取県立博物館及び鳥取県スポーツセンターを除く。 以下同じ。)、人事委員会事務局、監査委員事務 局、労働委員会事務局及び警察本部の会計課に物品 出納員を置く。

2~4 略

(物品保管主任)

第5条の2 知事は、使用中の物品の保管を行わせる 第5条の2 知事は、使用中の物品の保管を行わせる ため、知事部局の本庁各課、出納局、議会事務局、 教育委員会事務局の各課等、人事委員会事務局、監 査委員事務局及び労働委員会事務局(以下「本庁各 課等」という。)、警察本部の各課並びに鳥取県会 計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第2条第2号 に規定する機関、総務部行財政改革局自治研修所、

(物品出納員)

取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の 権限に属する事務が委任されている場合にあって は、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6 年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局 長等、同条例第2条の規定により設置される部局等 を構成する内部組織の長その他の知事の権限に属す る事務を処理するための組織を構成する機関の長。 以下同じ。)は、知事部局の本庁各課(課に相当す るものを含み、総務部自治研修所、生活環境部衛生 環境研究所、生活環境部消費生活センター、農林水 産部農業大学校及び農林水産部和牛全共室を除く。 以下同じ。)、出納局、議会事務局、教育委員会事 務局の各課等(課に相当するものを含み、鳥取県教 育センター、鳥取県立図書館、鳥取県立博物館及び 鳥取県スポーツセンターを除く。以下同じ。)、人 事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務 局及び警察本部の会計課に物品出納員を置く。

2~4 略

(物品保管主任)

ため、知事部局の本庁各課、出納局、議会事務局、 教育委員会事務局の各課等、人事委員会事務局、監 査委員事務局及び労働委員会事務局(以下「本庁各 課等」という。)、警察本部の各課並びに鳥取県会 計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第2条第2号 に規定する機関、総務部自治研修所、生活環境部衛

生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活セ ンター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林 総合研究所並びに鳥取県教育センター、鳥取県立図 書館、鳥取県立博物館及び鳥取県スポーツセンター (以下「機関等」という。)に物品保管主任を置 <。

2 略

(資金前渡者の購入した物品の引継ぎ等)

第7条 資金の前渡を受けた職員は、その購入した物 第7条 資金の前渡を受けた職員は、その購入した物 品(現地で消費する物品を除く。)を、物品引継書 により知事又は出納機関(鳥取県会計規則附則第2 項から第10項までの規定により出納機関とみなされ る<u>総務部行財政改革局自治研修所</u>、生活環境部衛生 環境研究所、生活環境部消費生活センター、農林水 産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所並び に鳥取県教育センター、鳥取県立図書館、鳥取県立 博物館及び鳥取県スポーツセンターを含む。以下同 じ。) の長に引き継がなければならない。ただし、 催物等に使用した物品の残余については、近くの機 関等の長に引き継ぐことができる。

2 及び3 略

生環境研究所、生活環境部消費生活センター、農林 水産部農業大学校及び農林水産部和牛全共室並びに 鳥取県東部総合事務所福祉保健局及び鳥取県西部総 合事務所福祉保健局並びに鳥取県教育センター、鳥 取県立図書館、鳥取県立博物館及び鳥取県スポーツ センター(以下「機関等」という。)に物品保管主 任を置く。

2 略

(資金前渡者の購入した物品の引継ぎ等)

品(現地で消費する物品を除く。)を、物品引継書 により知事又は出納機関(鳥取県会計規則附則第2 項から第12項までの規定により出納機関とみなされ る総務部自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、 生活環境部消費生活センター、農林水産部農業大学 校及び農林水産部和牛全共室並びに鳥取県東部総合 事務所福祉保健局及び鳥取県西部総合事務所福祉保 健局並びに鳥取県教育センター、鳥取県立図書館、 鳥取県立博物館及び鳥取県スポーツセンターを含 む。以下同じ。)の長に引き継がなければならな い。ただし、催物等に使用した物品の残余について は、近くの機関等の長に引き継ぐことができる。

2 及び3 略

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。